

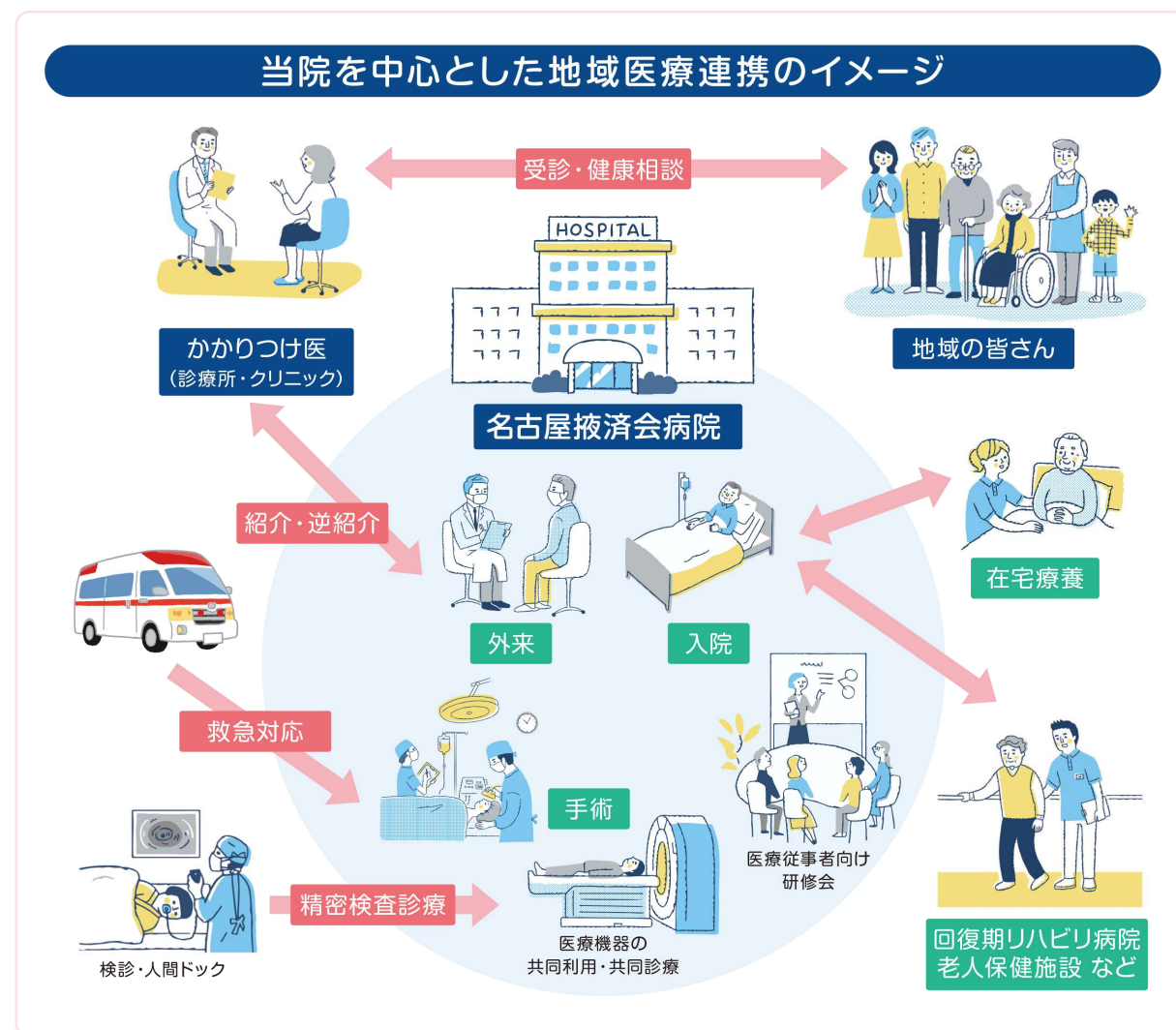
当院は高度急性期・地域医療支援病院であり、がん診療拠点病院・救命救急センター・臨床研修病院などの地域医療において多機能を担う病院です。専門領域の医療チームにより、良質で安全な医療提供ができるように努めています。

そのため、急性期の治療や症状が安定した段階で「地域の連携病院」「かかりつけ病院・医院・クリニック」に治療を引き継ぎ、常に地域の急性期治療を守り、専門治療を提供し続ける義務があります。

各々の病院がその役割に見合った医療を提供し、地域全体で医療を提供することは国の方針としても打ち出されています。

皆様には、ぜひともご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

公益社団法人 日本海員救済会
名古屋救済会病院 病院長 北川 喜己



入院前

外来診察 入院予約

※緊急時はこれに準じません。

- 医師が診察で入院について必要と判断したのち入院の予約をします。

入院決定

- 入院予約がされると入院支援室へ連絡がいきます。
- 指定日もしくは当日に入院支援室で入院に関する説明を受けます。

入院説明

- 予約入院の場合には入院支援室にて説明をします。
- 緊急入院の場合には外来看護師から説明します。
- 予約：入院支援室看護師から入院の流れ・準備について説明します。
入院支援室薬剤師から服用中のお薬・サプリメントなどの服用・中止について説明します。
入院支援室事務より入院費に関することや申請書類について説明します。
その他の職種は必要に合わせて説明します。
- 緊急：外来看護師と病棟看護師が必要に合わせて説明します。

入院日

入院受付

- 予約当日総合案内にお寄りください。当日の病棟をご案内いたします。
- 緊急時には病棟アシスタント・看護師が迎えに伺います。

入院 オリエン テーション

- 病院のルールや病棟ごとのスケジュールなどご説明します。
- 必ず入院に必要な書類、同意書、入院誓約書などをご記入の上お持ちください。

その他

- 病棟薬剤師やクラークが必要時にはご説明に上がる場合があります。
- 必要に応じて高額医療費や医療制度度についてご説明します。

外来

外来

入院支援室受付

病棟

病棟

ご準備いただくもの

診察券・マイナンバーカード（健康保険証）・入院誓約書・かかりつけ医申告書・
子どもの医療費受給証・その他関係書類



保険証が変更になった場合はお知らせください。

保険証の有効期限や記載内容等に変更があった場合は、新しく交付を受けた保険証を
「保険証確認窓口」へご提示ください。

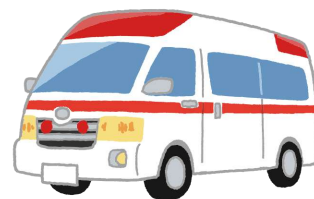
マイナンバーカード・介護保険証をご準備ください。

マイナンバーカードを提示すると、保険証及び限度額適用認定証の確認ができます。
（限度額適用認定書の説明はP09にあります）

医療扶助・公費負担医療の申請をしている方や、入院後に適用を受けられた方もお知らせください。

休日・夜間に緊急入院されたとき

緊急入院のため、入院手続きがお済みでない患者さん・
ご家族は、後日「病棟事務」がお伺いします。



予約内容を変更される場合はお知らせください

入院日・来院時間・希望病室等、予約内容に変更希望がある場合は診療科外来へご連絡ください。

お問い合わせ時間 8:30～16:30

入院日未定の患者さんには、決まり次第ご連絡いたします。

入院日未定の患者さんには、病棟等の都合がつき次第日時をご連絡いたします。

入院時必要物品について

1. アメニティセット（入院セット）をご利用される場合

アメニティセット（入院セット）を使用された場合、退院後委託業者より請求がご自宅（又は
申し込み書に書かれた住所）に届きますので最寄りの郵便局やコンビニでのお支払いをお願い
します。

詳細については平日業者稼働時間にお問い合わせいただきますようお願いいたします。
手続き・ご説明は地域医療支援センター前に専用ブースを設置しています。

2. ご自身で準備される場合

アメニティセットをお申し込みでない場合、下記のものが必要になりますのでご準備ください。

タオル類	バスタオル・フェイスタオル
衣服	室内着・肌着・下着・病衣(パジャマ・浴衣など) (病状によっては前開きが便利なことがありますのでご確認ください)
日用品	ティッシュ・コップ・箸・歯磨き粉・歯ブラシ・(使用時には入れ歯ケース・入れ歯洗浄剤) 髭剃り(できれば電気シェーバー) 履物(はきなれたかかとのあるもの)リハビリシューズなど 必ず履き慣れた靴をご準備下さい ボディソープ・石鹸・シャンプー・リンス イヤホン・ヘッドホン
その他	携帯電話の充電器 保湿クリーム・マスクなど状況に応じて 持ち物には必ずお名前をお書きください。

注意

持ち物には必ずお名前をお書きください。

- ①イヤホン等はコンビニにてご購入も可能です。
- ②電気ひげそりについては、原則、感染管理上、個々でご準備いただいております。
- ③オムツをご使用される方は病院の廃棄基準に従って当院で使用するオムツ以外は使用できませんので、ご準備な
らないようにしてください。もし、お持ち込みいただいても使用することはできません。
- ④ご自身で管理できる方の尿取りパッド・尿漏れ予防パッドなどはこの限りではありませんが、廃棄については看護
師にご相談ください。
- ⑤アメニティグッズ以外のその他の持込みについては、盗難・紛失などの管理上の問題からも、必要最低限でお願い
いたします。また、お名前をご記載いただき、できる限りご本人で管理できるような物に限っていただけますよう
に、ご協力をお願いいたします。

現在お薬をお飲みになっている方へ

現在服用中のお薬は必ずお持ちください。

入院中は、症状・治療内容によって服用方法などが異なる場合もあります。
必ず主治医または病棟看護師にお知らせください。**お薬手帳をお持ちの方は、現在、服用中
のお薬を持参のうえ、必ずご提示ください。**

**ただし、入院中は他の病院に受診することはできませんので必ず入院前日までにご準備く
ださい。**

入院中は他の医療機関にかかることはできません

- ・保険医療制度では当院に入院中に他の医療機関を受診することは原則できません。かかり
つけ医の予約、持参薬の不足などの場合は病棟スタッフにご相談下さい。
- ・病院への届出無しに他の医療機関を受診されると、その費用が全額実費で患者さんの負担
となる場合があります。

入院準備

入院中

退院

ご案内

当院は「DPC（包括評価方式）」対象病院です

「包括評価方式」とはどのような計算方法ですか？

病気・病状をもとに手術・処置などの診療内容に応じて国が定めた「診断群分類」ごとに、1日あたりの定額の点数を基本として医療を計算します。

健康保険法の規定により、入院日、退院日は入退院の時刻に関係なく1日分の料金となります。

すべて「包括評価方式」で計算されるのですか？

この診断群分類に該当する場合でも、一部の項目については従来の「出来高方式」で算定することとなっています。また患者さんの病気によっては、この「包括評価方式」の対象とならない場合があります。そのときは従来の「出来高方式」となります。

1日あたりの包括点数はどのように決められるのですか？

入院病名をもとに、薬や手術・処置の実施状況に合わせて、診断群分類の中から該当するものを選択します。ただし入院後、病状の経過や治療の内容によって、診断群分類が変更になる場合があります。その場合は、1日当たりの点数が変わることとなるため、退院時に入院日にさかのぼって再計算し、前月までの支払額との差額調整を行うこととなります。

出来高評価算定方式				包括評価算定方式(DPC/PDPS)			
出来高評価	入院基本料	検査料	}	包括評価	1日当たりの包括点数 × 入院日数		
	画像診断料	投薬料					
	注射料	処置料					
	リハビリ料	手術・麻酔料	}	出来高評価	リハビリ料	手術・麻酔料	
	食料	内視鏡・カテーテル検査料			食料	内視鏡・カテーテル検査料	

具体的な計算例

例) 狭心症で経皮的冠動脈形成術(その他)の手術等を行った場合。

1日当たりの包括評価点数		+	手術、麻酔、指導管理、在宅医療、リハビリテーション、 精神科の専門療法・放射線療法等、一部の検査・処置・ 画像診断・入院基本料加算
2日まで	2,909点		
3日～4日	2,063点		
5日～30日	1,754点		

その他、個室利用料(室料差額)や、各種文書料、分娩介助料などにつきましては保険の適用がありません。これらについては、当院の料金表を適用させていただきます。また、医科と歯科は別会計になります。

入院準備

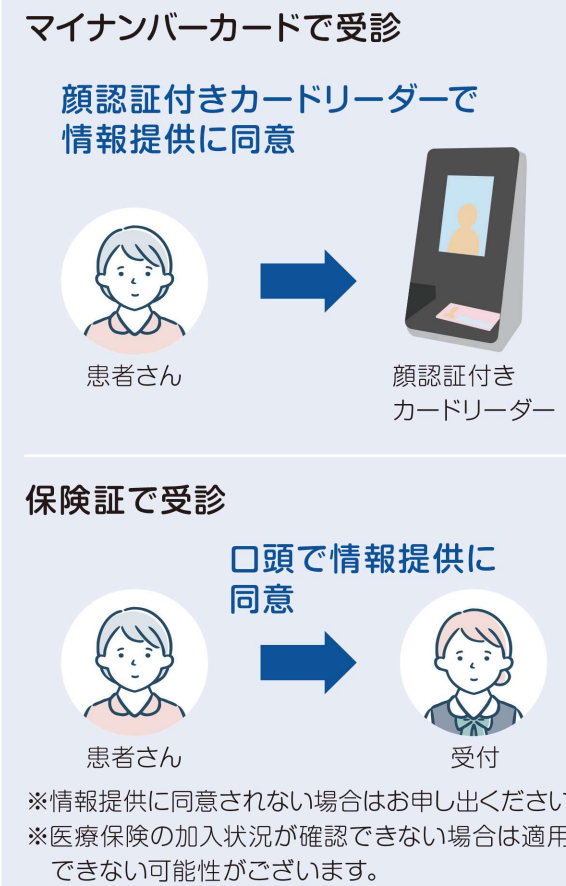
入院中

退院

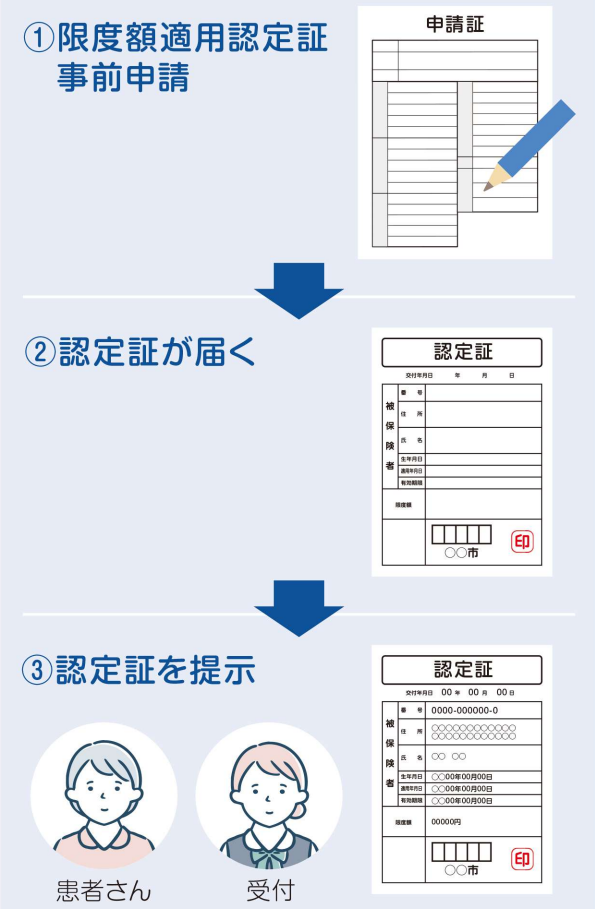
ご案内

高額療養費制度の現物給付を受けるためには2つの方法があります。
オンライン資格確認か限度額適用認定証の提示でご利用できます。
※マイナンバーカード、保険証によるオンライン資格確認で適用区分がシステムで確認できれば限度額適用認定証の申請手続きは不要です。

①オンライン資格確認



②限度額適用認定証の提示



オンライン資格確認とは？

医療機関や薬局等の窓口で、マイナンバーカードのICチップ、または保険証の記号番号により、オンラインで加入している医療保険の資格等を確認できるシステムです。患者さんの同意があれば、限度額適用認定証等の情報も確認することができます。

保険証をご提示いただいている場合は病院でオンラインで資格確認ができます

※保険者側のデータ更新の都合で、一部ご確認ができないことがございます。
上記以外の場合、認定申請は保険者（保険証の発行元）で行います。

協会けんぽ

全国健康保険協会に申請します。

組合管掌・共済組合

職場の健康保険担当者に確認してください。

国民健康保険

市役所・役場で申請。「保険証」、「マイナンバーカード」、「運転免許証」等の本人確認書類を持参ください。

限度額適用認定申請により一部負担金の上限が以下の金額となります。

70歳未満の方

標準報酬月額	記号	1ヶ月当たりの自己負担限度額
83万円以上	ア	252,600円+（医療費－842,000円）×1%〈140,100円〉
53万円～79万円	イ	167,400円+（医療費－558,000円）×1%〈93,000円〉
28万円～50万円	ウ	80,100円+（医療費－267,000円）×1%〈44,400円〉
26万円以下	エ	57,600円〈44,400円〉
住民税非課税	オ	35,400円〈24,600円〉

70歳以上の方（一般ならびに現役並Ⅲの方は、手続きを行う必要はありません）

課税所得（年）		記号	1ヶ月当たりの自己負担限度額
690万円以上		現役並Ⅲ	252,600円+（医療費－842,000円）×1%〈140,100円〉
380万円以上		現役並Ⅱ	167,400円+（医療費－558,000円）×1%〈93,000円〉
145万円以上		現役並Ⅰ	80,100円+（医療費－267,000円）×1%〈44,400円〉
145万円未満		一般	57,600円〈44,400円〉
低所得者 （住民税非課税）	Ⅱ	低Ⅱ	24,600円
	Ⅰ 年金収入 80万円以下等	低Ⅰ	15,000円

認定証の発行手続き窓口

- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険の方は、市町村役場
- ・全国健康保険協会の方は、会社の担当部署又は管轄の健康保険協会（健康保険証表面に記載の支部）
- ・共済組合保険・組合保険の方は、会社の担当部署又は各組合窓口

70才未満の方

所得要件	区分	自己負担限度額(3割)	食事代
年収 約1,160万以上 国保:901万円超え 社保:標準報酬月額83万円以上	ア	252,600円+(総医療費-842,000)×1%	510円／1食
年収 約770万円～約1,160万円 国保:600万円～901万円以下 社保:標準報酬月額53～79万円	イ	167,400円+(総医療費-558,000)×1%	
年収約370万円～約770万円 国保:210万円～600万円以下 社保:標準報酬月額28～50万円	ウ	80,100円+(総医療費-267,000)×1%	
年収 約370万円以下 国保:210万円以下 社保:標準報酬月額26万円以下	エ	57,600円	240円
低所得者(住民税非課税)	オ	35,400円	

※国保:国民健康保険の世帯の年収 社保:社会保険の被保険者の月収

70歳以上の方

割合	適用区分	所得要件	ひと月の上限額	食事代
3割	現役並み	Ⅲ 年収約1,160万円～ 標報83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000)×1%	510円/1食
		Ⅱ 年収約770万円～約1,160万円 標報53～79万円 課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000)×1%	
		Ⅰ 年収約370万円～約770万円 標報28～50万円 課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000)×1%	
1・2割	一般	年収約156万円～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満	57,600円	
1・2割	低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯 (90日以内)	24,600円	240円/1食
		Ⅱ 住民税非課税世帯 (90日超12ヶ月以内)	24,600円	190円/1食
		Ⅰ 所得が一定基準以下 (年金収入80万円以下など)	15,000円	110円/1食

特別個室について

About Special Private Rooms

各種証明書の料金一覧

List of Fees for Various Certificates

入院準備

入院中

退院

ご案内

当院ではより安心して入院生活をお過ごしいただける個室をご用意しております。個室にはA、Bの2タイプとも個室トイレ、ソファなどが標準で設置されております。ご希望の方は入院時にお申し出ください。

一般A 21.8㎡

50インチの大型テレビ、キッチン、シャワールームを備えた大型の個室です。ソファとテーブルもあり、お見舞いの方も過ごしやすくなっているため、ゆったりとお過ごしいただけます。



一般B 14.1㎡

プライベートをしっかりと保つことができるスタンダードな個室です。周りの方を気にすることなく入院生活を過ごすことができます。トイレや洗面台も備え付けられており使い勝手の良い作りとなっています。



1日あたりの利用料金

特室区分	一般A	一般B	4 F病棟A	4F病棟B
料金（税込）	27,500円	13,200円	11,000円	8,800円

入院準備

入院中

退院

ご案内

文書の種類	料 金	摘 要
自院様式・公共機関様式		
普通診断書	2,200円(税込)	病院様式を使用した診断書及び証明書、それに準ずるもの
精密診断書	5,500円(税込)	複雑なもの、公共機関
健康診断書	3,300円(税込)	その他健康証明も含む
死亡診断書(院内・役所様式(除籍))	3,300円(税込)	追加も1通 3,300円(税込) (死体検案書を含む)
保険会社・持ち込み様式		
死亡診断書(保険会社等院外様式)	5,500円(税込)	保険会社等院外様式を使用した診断書及び証明書
生命保険診断書	5,500円(税込)	簡易保険含む
// (障害・後遺症)	5,500円(税込)	
面談料・文書照会	5,500円(税込)	面談に準ずる文書照会
その他の証明書	2,200円(税込)	医師の証明を必要としない証明書
自賠責		
自賠用診断書	5,500円(税込)	
// (後遺症診断書)	5,500円(税込)	
自賠用診療明細書	4,400円(税込)	3ヶ月まで 4,400円(税込)、6ヶ月まで8,800円(税込)、9ヵ月まで13,200円(税込)、1年まで 17,600円(税込)、1年超 22,000円(税込)
妊娠・出産		
妊娠証明書	2,200円(税込)	
出生証明書	2,200円(税込)	
分娩費育児手当金証明	2,200円(税込)	
死産証明書	2,200円(税込)	
特定書式		
特定疾患医療給付事業申請書	3,300円(税込)	初回、更新も同金額
小児特定疾患診断書	3,300円(税込)	
肝炎患者医療給付事業申請書	3,300円(税込)	B型・C型肝炎患者医療給付事業申請書
精神保健法公費負担診断書	3,300円(税込)	精神障害者保険福祉手帳用・通院医療費公費負担用
年金診断書(証明)	3,300円(税込)	厚生、国民、福祉、障害 (定期報告含)
身体障害診断書	3,300円(税込)	意見書含
自立支援医療(更正・育成) 意見書	3,300円(税込)	新規申請のみ徴収・継続申請無料 (障害と同時に申請の場合でも別料金として徴収)
受診状況等証明書(日本年金機構用)	3,300円(税込)	年金請求
児童扶養手当障害認定診断書	3,300円(税込)	意見書・労働に関する調査含
診断書(愛知県公安委員会提出用)	3,300円(税込)	自動車の免許更新
B型肝炎ウイルス持続感染者の病態に係る診断書	3,300円(税込)	
診断書(障害者総合支援法における対象疾病確認用)	3,300円(税込)	保健所
付加金関係		
診療費支払証明書(入・外別)	1,100円(税込)	3ヶ月まで 1,100円(税込)、6ヶ月まで 2,200円(税込)、6ヶ月超 3,300円(税込)、1年超 5,500円(税込)
医療費補助金を受ける証明書	2,200円(税込)	互助会 ※愛知県退職教職員組合は書類記載不要。領収書で対応。
医療費補助金を受ける証明書	2,200円(税込)	その他
在宅・介護に関する証明書	3,300円(税込)	特養・老保等施設入所用診断書
名古屋市の1円保険	2,200円(税込)	
おむつ使用証明書	2,200円(税込)	
ストマ用装具使用証明書	2,200円(税込)	
その他証明書又は診断書	3,300円(税込)	その他
日常生活用具給付についての意見書	2,200円(税込)	車いす・歩行器・たん吸入器・ネブライザー・特殊寝台など
就労可能診断書(職業安定所提出用)	2,200円(税込)	職業安定所
傷病手当支給申請書(職業安定所提出用)	2,200円(税込)	職業安定所
その他		
英文加算	5,500円(税込)	各文書作成時に加算

- ・入院医療費の請求書は、基本的に退院日にお渡しします。
- ・お帰りまでにお支払いをお願いいたします。
- ・退院日までにお支払いが困難な場合は病棟事務員にお声がけください。
- ・計算する上で請求内容の確認が必要な場合、休日・夜間でのご退院となった場合は後日ご連絡差し上げます。
- ・お振込みをご希望の場合は病棟事務員にお申し出ください。
- ・入院期間が月をまたぐ場合は、次のとおりとなります。

**請求期間:前月1日又は入院日～月末
発行日:翌月の11日頃**

- ・自動精算機でのお支払いをお願いしております。
- ※場合によっては窓口でのご対応となる場合があります。

自動精算機 (外来棟1階)	
月～金曜日	8時30分～19時00分

時間外受付 (救命救急センター1階)	
月～金曜日	19時00分～翌日8時30分
土・日・祝日	全日

- ・クレジットカードでのお支払いが可能です。

対応カード



- ・領収書は、高額療養費の給付・所得税の医療費控除などに必要となりますので大切に保管してください。
- ・領収書の再発行はいたしません。必要な場合は支払証明書を発行しますので2番新患受付までお申し出ください。

病院内での撮影・録音はご遠慮ください。

カメラ・スマートフォン等で病院内を撮影・録音する事は禁止となっております。



携帯電話を使用される方はデイルーム等病院許可のあるところで使用ください。

携帯電話はマナーモードに切り替え、ほかの患者さんの迷惑にならないようにしてください。

病院敷地内は禁煙となっています。

敷地内全面禁煙です。電子タバコを含むたばこの持込み・喫煙はご遠慮ください。



病院内での飲酒は禁止しています。

アルコール飲料は持ち込まないでください。また、ノンアルコールビール・ノンアルコール酎ハイなど類似の飲料の持込みもご遠慮ください。

病室の消灯時間は22時です。

面会の方々の話し声、テレビやインターネット・ラジオなどの音、他の患者さんの迷惑にならないようご協力願います。

外出や外泊は看護師にご相談ください。

病院ルールと主治医の許可を得て、外出届または外泊届を提出していただきます。

多額の現金・貴重品はお持ちにならないでください。

盗難防止のため、必ず備え付けのセイフティ(貴重品)ボックスを活用ください。鍵は自己管理でお願いします。多額の現金や貴重品はお持ちにならないでください。盗難・紛失などは責任を負いかねますので自己責任でお願いいたします。



入院中の自家用車の駐車はご遠慮ください。

駐車場の収容台数に限度があるため、入院中の駐車はご遠慮ください。

パソコン・DVDなどはご本人の責任のもと管理してください。

パソコン類の持込みは許可が必要です。本体および内部のデータの盗難・破損など、パソコンなどお持ちの際にはご本人で管理をしてください。ご本人が管理できない方の持込みはご遠慮ください。

入浴時間は看護師にご確認ください。

入浴は、入浴時間を定めていますので、看護師の案内により入浴してください。

大部屋のテレビ・ラジオは、イヤホンをご使用ください。

療養中は静かに行動し、院内の静かさが保たれるようにしてください。特にテレビ・ラジオは同室の方の迷惑にならないようイヤホンをご使用ください。(イヤホンはコンビニエンスストアでも購入できます)

ベッドコントロール(病床適正管理)にご協力をお願いすることがあります。

病状などによって病室を変わっていただくことがあります。予約入院の方でも、病室の準備が出来るまでしばらくお待ちいただくことがあります。原則、退院は午前中をお願いします。

院内での広報や宗教活動等をご遠慮ください。

院内での各種の広報、宗教活動等は、禁止となっております。

より良い病院づくりのため、ご意見箱を設置しています。

より良い環境づくりのために退院時のアンケート調査を行っております。また意見箱を設置しておりますのでお気づきの点がありましたらご意見をお寄せください。

病院職員に対するお心づかいはお断りしています。

医師及び看護師等職員への届け物はお断りしておりますので、ご協力をお願いします。

入院治療に際しては医師・看護師の指示をお守りください。

医師・看護師の指示をお守りいただけない場合や、無断外泊・暴力・暴言・ハラスメントなど他の患者さんや職員への迷惑となる行為、その他の病院でのルールを守っていただけない場合は、退院をお願いすることもあります。

入院準備

入院中

退院

ご案内

6時00分	起床	入浴・シャワー・清拭などは看護師にご相談ください
7時30分～	朝食 病棟・病状によって多少時間が異なります	
9時00分	検温・治療・検査・処置・リハビリなど	
11時30分～	昼食 病棟・病状によって多少時間が異なります	
14時00分	検温・治療・検査・処置など	
17時30分～	夕食 病棟・病状によって多少時間が異なります	
22時00分	消灯 同室者のご迷惑にならないように消灯にご協力ください	

回診時間は外来診察や手術などのため、病棟や担当医毎に違うことがあります。

※その他の療養生活で知っておいていただきたいこと

1. 入院される診療科や病棟毎に病状や診療・手術や検査などによって異なる場合がありますのでご了承下さい。
2. ナースコールは消灯後、発声での応答は控えさせていただき、直接お部屋に伺います。
3. テレビカードでテレビと冷蔵庫をお使いいただけますが、一度入金されますと「冷蔵庫」は使用しないにかかわらず（特に停電時）、返金はできませんのでご注意下さい。
4. 状況に応じ、はさみなどの刃物類は持ち込まないようにして下さい。また、病状変化に伴う意識障害やせん妄などで身体に危険が及ぶことがありますので、医療者側で回収しご家族にお返しいたします。

【皆様の適切な療養生活のために大切なお願い】

入院は他の患者さんとの共同生活になります。病気の治療が目的の生活です。「入院中のルールとマナー」をよくご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。また、様々な病状や症状の方が生活をともにされることをご承知おきください。

入院関連機能障害（HAD）とは

病気やケガで入院をして、治療は順調に終わったけど、入院前より「体が動かしにくくなった」「足腰が弱って歩けなくなった」「体力がなくなった」ということは、**非常によくあること**です。このような入院による体の機能低下を「**入院関連機能障害（Hospitalization-Associated isability:HAD）**」といいます。

足の骨折や脳卒中による体のマヒなど、ケガや病気の症状そのもので歩行が困難になることはもちろんありますが、**HADはこれとは異なります。**

通常は足腰には影響のない疾患で入院したはずが、**「入院したことが原因で弱ってしまった」**という点がポイントです。

これらは**全入院患者の30-40%に発生する**と報告されています。

高齢になるほど、**入院前から足腰が弱っている方の割合が多く**、入院によってさらに**ADL（日常生活動作）が低下**してしまう場合があります。

さらに、高齢者は1つの病気だけでなく、**病気を併存していることが多く治療が長期化しやすい**こともHADを引き起こす要因と考えられます。

また、入院中に**自発的に動くことが減ってしまうことで**、横になっている時間が長くなりやすく、入院によって**認知機能の低下が進行し**悪循環を招いてしまうことがあります。特に高齢の緊急入院、苦痛を伴う処置などでせん妄を発症することから、さらに日常生活が正常に行われず、**せん妄→身体機能低下・食事量減少→せん妄悪化**という悪循環に陥る可能性があります。また、栄養状態が悪化すると**筋力低下**を招きやすくなりますので**日頃からの栄養管理**はとても重要です。

2.入院関連機能障害（HAD）を予防するには

1) 入院中に心がけたいこと

なるべく入院の早い段階からご自身が意識して入院前の活動量に近づける努力をしましょう。

入院準備

入院中

退院

ご案内

入院中の食事についての情報は以下の通りです

①病院食は3つの役割を担っており、栄養状態の改善や疾患の治療・病状回復を促進します。

- ・入院患者さんの栄養状態を改善し、疾患の治療・病状回復の促進につなげます。
- ・退院後も継続して食事療法を継続するためのお手本となる食事としています。
- ・入院生活の癒しと潤いにつながる食事としています。

②食事は原則、朝食、昼食、夕食の時間に提供されます。

③入院中の食事代について

- ・入院したときの食事代及び経腸栄養剤は、被保険者・被扶養者ともに自己負担金が発生します。これは「標準負担額」といい、平均的な家計における食費をもとに厚生労働大臣が額を定めます。なお、標準負担額は高額療養費の支給対象にはなりません。

④治療食には常食、全粥食、分粥食、軟菜食、軟菜一口大などがあります。

- ・ライフステージや病状・症状などにより変更されます。

⑤持ち込み食について

- ・原則、医師の許可がない限り持ち込み食は禁止です。また、持ち込み食の管理は病院では出来ませんので、必ずその場で食べきる量でお願いいたします。

⑥お食事の時間は病棟ごとに配膳の順番によって時間が違いますのでご了承ください。詳細については病棟でご確認ください。

※検査のために通常の時間に食事をとれない場合もあります。その際は検査終了後にレトルト製品での食事を準備いたします。ただし制限食の方には適応されない場合がありますのでご了承ください。



義歯（入れ歯）を使用している方へ

義歯の手入れを怠ると、義歯についた汚れの中で細菌が増え、口臭や虫歯・歯周病が起りやすくなります。また口腔内の病気は全身に悪影響を及ぼすことがありますので義歯の清潔保持を心がけてください。

基本的に管理はご自身でお願いいたします。

毎食後、義歯をはずし、流水下でブラシを使って全体を清掃してください。

就寝時は歯科医師の特別な指示がない限り、必ず義歯を外してください。

義歯を外すことで歯茎や口の粘膜を休ませることができます。

外した義歯は、絶対にガーゼやティッシュなどにくるまないと、洗浄液や水が入った義歯容器に保管してください。



安心して医療を受けるためには、患者さんやご家族と医療従事者の協力が必要です。また、安全のための確認に患者さんご自身もご参加いただきますようお願いいたします。

1. 患者さんの確認について

●お名前を伺います。

病院には同姓や似たお名前の方がたくさんいらっしゃいます。診療行為の中で、職員が患者さんに対して何度もお名前と生年月日を伺います。安全確認のために重ねて確認を行うものです。

●ネームバンドを装着します。

入院期間中はネームバンドを装着していただきますネームバンドには患者番号、お名前、性別、生年月日が記載されており、検査・点滴、手術や輸血などの際の患者さん確認に使用いたします。安全優先のため、夜間でもネームバンドで確認しますのでご協力ください。



2. アレルギー情報について

薬品や食品などのアレルギーのある方は必ずお申し出ください。

3. その他の食事制限について

医療上以外で制限が必要な場合、個々の諸事情による食事制限が必要な場合、（例えば宗教上の問題など）は必ずお申し出ください。物によってはできる限りでの対応となりますのでご了承ください。アレルギーのある方は選択メニューの対応はできません。



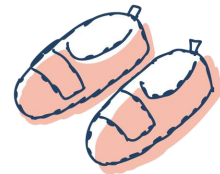
4. 身体拘束について

当院で患者様の人権を尊重し、可能な限り身体的拘束は行わない方針としています。しかしながら疾患の特徴や治療内容、年齢などによっては患者様の安全が確保できない状況が発生する場合があります、やむを得ず身体拘束具や見守り支援具の使用が必要となることがあります。個々の状況や院内の規程に沿って最小限にとどめ、また使用した場合でも早期の解除に努めていきたいと考えています。身体拘束による二次性障害が起こることがありますので、原則ご家族の同意のうえで使用させていただきます。ただし、緊急時には事後説明となりますが、安全確保の為のご理解とご協力をお願いいたします。

5. 転倒転落の予防について

環境や病状変化によるせん妄発症（特にせん妄発症要因に該当する方には別紙パンフレットをお渡しします）や筋力・運動機能の低下により思いがけず転倒したり、ベッドから転落することがあります。受傷の程度によっては入院が延長したり治療が必要になることが考えられます。

- 必要に応じてベッドの工夫やセンサー付き器具を取り付け予防対策をとらせていただくことがあります。
- スリッパではなく、はきなれたシューズをご準備ください。
- 歩行や立ち上がりに不安のある方は遠慮なく申し出ください。
- 転倒転落は様々な要因で起こります。入院中、予防の難しい危険の一つです。ご家族へも転倒転落の危険度をお伝えしますので、ご理解とご協力をお願いします。



6. 説明と同意（インフォームドコンセント）の方針に基づき積極的な情報提供をします。

- ご家族の中から代理意思決定が可能な方で、一貫して説明を受けることが可能な方を選んでください。
- 治療や検査について分からないことはそのままにせず、些細なことでも遠慮せずに医師又は看護師におたずねください。

感染防止対策

多くの病原体は、私たちの体の中や表面に生存しています。そのため、病院内で感染症が広がることを防止するために、すべての方々の血液・尿・便・痰・傷などは感染性のあるものとして対応しています。入院中、手術後など寝たきりに近い状態が続くと、病原体が体の中に入り込みやすい状態になり、回復が遅れる場合があります。感染防止対策には、日頃より皆様のご協力が必要となります。

面会

面会は感染の状況によって変更されますので都度ご確認をお願いいたします。

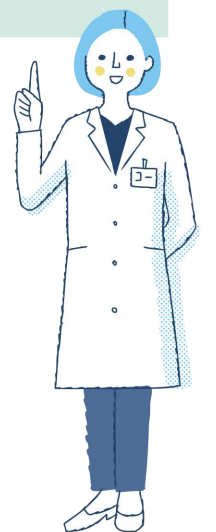
感染予防のため、流行性の病気にかかっている方やお子様連れでの面会をご遠慮ください。院内感染防止対策の一環として、「面会制限・禁止」を行う場合があります。詳細は、院内掲示・ホームページでご確認ください。小さなお子様（乳幼児・小学低学年）や発熱・咳・下痢・嘔吐がある方は、面会をご遠慮願いますが、付き添い同様病状によっては看護師に問い合わせ下さい。面会時には、病室入口の手指消毒剤で**手指の消毒を行ってください。**

面会は隣の患者さんのご迷惑にならないよう、ご配慮ください。

隣の患者さんのご迷惑にならないよう、面会者との会話などはお静かに願います。**面会状況によって変化しますが、決められた場所やデールームをご利用ください。**

マスクの着用については病院の指示をお守り下さい。

病院内は非常に免疫力の低下した方が多くおみえになります。**ほんの少しの感染でも、病院では命を落とすことがあります。**健康時とは全く違いますことをご理解下さい。そのため、当院では、**病院長指示にてマスク着用を行っております**ので必ずご協力下さい。**お守りいただけない場合には診療を行えない、施設外への退去等を指示させていただく場合があります。**



火災を発見したときは、大声で近くの方や職員にお知らせください。緊急サイレンが鳴動しましたら災害発生です。院内放送に従い、職員の指示に従ってください。なお、避難経路につきましては、病棟入口の掲示板をご確認ください。

避難の際には次のことに注意してください。

職員の指示に従い、単独行動はとらないでください。お互いに助け合い、落ちついて行動してください。エレベーターは、停電などにより途中で停止してしまうことがありますので、利用しないでください。



付き添い

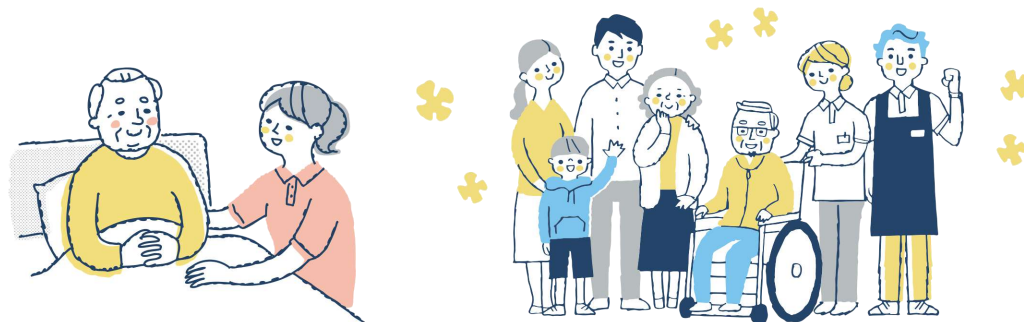
accompaniment

患者さんへの付き添いは、原則として必要ございません。（小児を除く）

手術直後などで付き添いを希望される場合は、医療上必要と判断され、医師の許可を得たうえで、ご家族に限り付き添うことができます。また、**原則乳幼児・小学低学年の付き添いは、お控えいただいております**が、医療上必要とされる場合のみ許可されることがありますので、看護師にご相談ください。

ICU・HCU等へ入院する患者さんの家族のために「家族控室」があります。

他の付き添いの方と相部屋で利用していただきます。



「患者の皆様の権利と責務」に関する宣言

私たち名古屋掖済会病院の職員は、皆様が当院で人間として尊重され、安心して医療を受けることができるように、「患者の皆様の権利と責務」に関する宣言をかかげます。

患者の皆様は

- 1.社会的経済的地位・国籍・人種・宗教・年齢・性別・病気の種類等によって差別されることなく、安全で平等な医療を受ける権利があります。
- 2.いかなる状態にあっても人権を尊重され、尊厳をもってその生を全うする権利があります。
- 3.自由に医療者および医療機関を選ぶ権利があります。
- 4.十分な説明を受けた後で、医療を受ける権利、あるいは医療を拒否する権利があります。
- 5.ご自分の病気や当院での診療についてセカンドオピニオンを受ける権利があります。
- 6.生活の質に配慮された最善の医療を受ける権利があります。
- 7.ご自分に関する情報を、診療に直接関与する医療従事者以外の第三者に対し、承諾なく開示されることのない権利があります。
- 8.ご自分の診療記録の開示を求める権利があります。
- 9.研究途上にある医療に関し、十分な情報提供を受けたうえで、その医療を受けるかどうか決める権利と、いつでもその医療を拒否する権利があります。
- 10.医療費の報告を受けるとともに、医療費の公的援助に関する情報などを受ける権利があります。
- 11.良質な医療を実現するために、医療従事者に対し、ご自分の健康や疾病に関する情報をできるだけ正確に提供する責務があります。
- 12.納得できる医療を受けるために、医療に関する説明を受けても、よく理解できなかったことについて、十分理解できるまで質問する権利と責務があります。
- 13.適切な医療を受けられるようにするため、医療従事者による医療の提供に支障を与えないよう配慮する責務があります。

この宣言の精神に合わないような行為や態度等が当院にあると思われたときは、遠慮なく職員に申し出て下さい。

1. セカンドオピニオンについて

患者様・ご家族様が、正しい情報に基づいて担当医と十分に話し合い、納得して治療を受ける検査や治療を受ける事は大切です。病気や治療に対する理解を深め、より納得して治療を受けるために、複数の専門家の意見を聞くことで、患者様自身が、より適した治療法を選択するという考え方に沿ったものです。

ただし、セカンドオピニオンでご注意いただきたいことは「セカンドオピニオン＝他の医師の元で治療をするもしくは治療を変更する」ということではありません。

2. セカンドオピニオン外来受付手順

- ①当院で受診中の患者様が、他の医療機関の医師の意見をお聞きになりたい場合、受診中の主治医に直接お申し出ください。
主治医とご相談のうえ、地域連携より、患者様のご希望に沿うように他院の医師をご紹介します。
病状や状態に関することなど病気に関することは医師に直接お聞きいただくようお願いいたします。
- ②他院で受診中の患者様が、当院の医師のご意見をお聞きになりたい場合、セカンドオピニオン外来窓口（地域医療支援センター地域連携部門）にて予約を取らせていただきます。

もしものときについて話し合おう



“もしも”あなたが自分の気持ちを伝えることができなくなったら

誰でもいつでもいのちに関わる大きな病気やけがをする可能性があります。いのちの危険が迫った状態になると4人のうち3人がこれからの医療やケアなどをじぶんで決めたり望みを人に伝えたりすることが難しくなるといわれています。

あなたの家族や大切な人は、あなたがどうしてほしいと思っているのかわからなくて困ってしまいます。

そうなる前に、あなたの気持ちを、あなたの大切な人と一緒に書いておきましょう



今は考えたくない決めたくないという選択でもかまいません



さらに詳しい説明やACPシートへのご記載をご希望の方はスタッフにおたずねください

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください

厚生労働省 人生会議



1. 退院に向けてのお願い

当院は高度急性期の救命センターを持つ機能のため、重症者の受け入れを平等に行っていく必要があります。そのため、**退院が可能となった場合は一両日中に速やかに、退院をお願いしております**。また、つぎの方のスムーズな受け入れのため、原則**退院は午前中**にお願いいたします。皆様のベッドの適正使用へのご協力をお願いいたします。

2. 退院調整員が支援が必要と判断した方に対し、**入院時から退院に向けた支援**を行います。患者さんの安心で安全な退院を目指し、また、**適切な療養環境の調整のために皆様のところにお伺いします**のでご協力ください。また、自宅退院以外の施設入所や転院は受入施設からの指示・指定ですのでこちらの都合で変更することはできません。転院や施設の選択は原則、病院の指示した移動日でお願いいたします。日にちが伸びるほど転院施設の選択肢はなくなり、最悪どのような状態でもご自宅へ帰らざるを得ない状況になります。くれぐれも受け入れ先の指示についてはご理解いただき、必ずお守り下さい。

3. 退院時の書類

退院療養計画書・退院時のサマリー入院中の同意書などお渡しします。
お名前の確認をお願いいたします。

4. 退院後の支払い(参照P.13)

退院時に請求書をお渡ししますので、お帰りまでにお支払いをお願いします。



5. **退院時の荷物の確認**はご自身でも行ってください。

新規のベッド作成を行いますとわからない場合があります。
お忘れ物のないようご注意ください。



退院後の外来診察

- 外来診療の場合は自動再来機をご利用ください。
- 自動受付機の操作がわからない場合は、受付機周辺の職員におたずねください。
- 自動受付機の使用には、**月に1回保険証の確認**を要しますので、ご来院時に保険受付で保険証をご提示ください。
- 当院では地域の医師と連携を図る二人主治医制を推進しています。外来受診から地域への連携にご協力ください。



患者様の個人情報保護に関するお願い

当院で働くスタッフは、業務上知り得たことを漏らさない守秘義務と同時に、個人情報（プライバシー）を保護する法の精神にそって、患者情報を保護する方針を定め、適切に管理します。

1. 個人情報の収集

当院では適切に診療を提供するために、診療スタッフが医療に関わる範囲で情報を収集します。医療と直接関係ない目的で情報を収集することはありません。

2. 個人情報の利用および提供

適切な医療を提供するために、スタッフ間での情報共有が必要であり、別記の目的で個人情報の利用および提供することがあります。これら以外で利用、提供する場合には前もって患者さんの同意をいただくことにしています。

3. 個人情報の開示、訂正、利用停止

患者さんが自分の個人情報（診療上の記録も含め）の開示や訂正、あるいは利用して欲しくないと申し出られた場合には、遅滞なく内容を確認し、改正個人情報保護法に従って対応します。

なお、患者自身あるいは第三者の生命、身体、財産その他権利、利益を害するおそれがある場合には、公表しないことがあります。

4. 問い合わせ窓口

当院の個人情報保護の方針についてのご質問やお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。

窓口 地域医療支援センター 7

個人情報の外部保管に関するお知らせ

当院では、診療記録や医用画像等を、

- 1. 災害等による紛失から防ぐため
- 2. 他の医療機関や施設間連携のため
- 3. 生命や身体の保護のため緊急利用に備えて

病院外のデータ保管施設で安全に保管しています。

なお、データ保管施設とは秘密保持契約を締結し、情報の安全管理に努めています。

医療情報連携システム：えきさいネットの利用について

名古屋掖済会病院では、当地域の中核病院として当院の連携病院・連携施設における切れ目のない包括的な医療の提供を行うため、診療記録や医用画像等を共有しています。

診療上得られる個人情報の当院での利用

診療、病院運営上必要な情報

A. 病院内での利用

- 1. 適切な診療を提供するため
例：病歴、診察、検査結果、使用薬剤、他科受診等
- 2. 医療保険請求のための事務
- 3. 病院の管理運営業務のため
例：入院退院等の病棟管理、会計、感染・事故報告等

B. 病院外への提供

- 1. 他の医療機関、施設等との連携のため
例：紹介医への返書・経過報告、転院、セカンドオピニオンのために他の医療機関・施設へ紹介
介護サービスのため情報の共同利用、院外へ検査を依頼する場合等
- 2. 家族等への病状説明（患者さんの希望する範囲で）
- 3. 医療保険請求に関して
例：医療請求事務委託、審査支払機関への請求、支払機関・保険者からの照会への回答
- 4. 事業者からの委託による健康診断、ドック検診等の事業者への結果通知
- 5. 感染症、医療事故等について、関係機関、専門団体、保険会社等への相談・届出

上記以外、直接診療行為と関係ない利用

A. 病院内での利用

- 1. 医療サービスの維持、改善のための基礎資料収集
- 2. 医学、医療に関する教育
- 3. 研修・研究、症例検討

B. 病院外への提供

- 1. 法令などで届出義務があるもの
例：医療法による立入検査、感染症発生・医薬品副作用・医療事故報告等
- 2. 意識不明の身元不明者や重症の認知症で生命、身体の保護が必要な場合
- 3. 公衆衛生向上、児童の健全な育成推進のため
例：がん登録、児童虐待等
- 4. 国、地方公共団体などが法令により行う事務、外部監査機関への協力
例：各種統計報告や調査等
- 5. 医学、医療に関する教育並びに研究活動：研究の発表や報告に際しては個人が特定されないようにします。

その他

上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたいものがある場合には、その旨お申し出ください。

お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

当院の診療では様々な検査・治療などを行います。これらの検査・治療については原則は医師が説明を行った上で進行いたします。しかし、危険性の高いもの、特殊なもの等につきましては個別に紙面で説明して同意確認いたします。

他方、以下に記載する危険性の低い一般的な検査・治療など(一般的診療)につきましては、診療を円滑に進めるために、改めて説明し同意を頂くことなく診療の一部として進行します(包括的)。これらの内容についてご確認頂き、同意書にご署名をお願いいたします。

この同意書に対する疑問等ございましたら、受診科の担当医、看護師へお尋ねください。

検査・モニタリング

血液検査(HIVウイルスは本同意書の範囲から外します)、尿便検査、蓄尿、微生物学的検査、検体の病理検査、新型コロナ検査、検体の細胞診検査、心電図、超音波検査、肺機能検査、脳波検査、運動負荷検査、呼気ガス分析、筋電図、X線一般撮影、体組成分析、骨塩定量検査、各種モニタリング(心電図、経皮酸素飽和度測定、動脈圧、呼吸換気)、皮内反応検査(ツベルクリン反応)、鼻咽頭内視鏡検査、尿流量測定検査、残尿検査、膀胱鏡検査、耳鼻いんこう科、各種検査、高次脳機能検査

治療・処置

創部処置、創傷処置、痰などの吸引、鼻腔カテーテル、導尿、膀胱留置カテーテル、尿道拡張、う歯(虫歯)、歯周病、義歯の検査と治療、口腔ケア、フットケア、胃管挿入、緊急時の気管内挿管、関節処置、非観血的整復固定、ギブス装着・取り外し、湿布処置、消炎処置、眼科各種処置、弾性ストッキング着用、下肢への圧迫ポンプ装着、酸素投与、温・冷罨法、耳鼻いんこう科各種処置、切開(排膿)術、デブリードマン、小児患者等における点滴挿入部位のシーネ固定

薬剤の投与

通常の投薬、注射(静脈内・筋肉内・皮下)、点滴(末梢静脈内留置針挿入、持続皮下留置針挿入)、一般診療に伴う局所(伝達)麻酔、血糖測定、インスリン注射(皮下注射)

その他

病歴聴取、視診、身体診察、体温測定、血圧測定

総合機能評価(65歳以上の方全員と40歳以上65歳未満の特定疾患の方対象)、リハビリテーション、栄養食事指導、食事の決定、診療を目的とした患部・創部等の写真撮影、手術野の動画撮影(撮影しない場合もあります)、プライバシーに配慮した転倒転落防止のための見守りシステム、医学生・学会・研修医・特定行為看護師による診療行為への参加、感染対策上必要な対策(職員の手指衛生、手袋やマスク・ガウン・ゴーグルの装着、必要な掲示、病室の移動、出室の制限など)、個人情報保護方針に則った当院が定める範囲内での情報の活用(ただし、研究的な情報利用に関しては本同意書の範囲から外します)

※ご注意:上記以外で下記の侵襲的な治療・検査には個別の同意書を頂きます

手術・血管内治療・血管造影・内視鏡・輸血・抗がん剤治療等は、所定書類のご記入及び署名をお願いいたします。

看護師の特定行為について

当院では、医師の包括的指示のもとに一部の診療補助行為を安全に実施できる「特定行為研修修了看護師(特定行為看護師)」が活躍しています。これらの看護師は、看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が、医師または歯科医師があらかじめ作成した手順書により特定行為を実施しております。

特定行為区分

特定行為は、看護師が医師の指示に基づいて行う診療の補助行為であり、以下の21区分に分類されています。

- | | |
|--|-----------------------|
| 1. 呼吸器(気道確保に係るもの) 関連 | 11. 創傷管理関連 |
| 2. 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの) 関連 | 12. 創部ドレーン管理関連 |
| 3. 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの) 関連 | 13. 動脈血液ガス分析関連 |
| 4. 循環器関連 | 14. 透析管理関連 |
| 5. 心臓ドレーン管理関連 | 15. 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 |
| 6. 胸腔ドレーン管理関連 | 16. 感染に係る薬剤投与関連 |
| 7. 腹腔ドレーン管理関連 | 17. 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 |
| 8. ろう孔管理関連 | 18. 術後疼痛管理関連 |
| 9. 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理) 関連 | 19. 循環動態に係る薬剤投与関連 |
| 10. 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連 | 20. 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 |
| | 21. 皮膚損傷に係る薬剤投与関連 |

看護師特定行為研修のための実習について

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の指定研修機関および協力施設です。研修生が医師または歯科医師の指導のもと、特定行為の実習を行っております。実習にあたっては十分な説明を行い、安全を確保して実施しております。

患者さん相談窓口

何卒ご理解とご協力をお願いいたします。特定行為についてご相談などありましたら、下記の相談窓口をご利用ください。

患者さんやご家族からの、治療や入院生活、医療安全などさまざまなご相談を受けつけております。

場所 外来棟1階 地域医療支援センター 窓口**7** **受付時間** 月曜日～金曜日 9:00～16:30

「医師の働き方改革」に伴う 病院からのお願い

Requests from the Hospital
Regarding Work Style Reform for Doctors

医療者の過剰な労働を減らし、地域の皆様に良質な医療を提供するため当院では以下の取り組みをおこないます。皆様のご理解とご協力をお願い致します。
緊急時以外の病状説明は平日時間内に行います。
時間外や休日は主治医ではない医師が対応することがあります。

医療従事者の負担軽減及び処遇の改善について

当院では医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取り組みを行っております。

- | | | |
|---|---|---|
| ● 業務分担
初診時の予診の実施
静脈採血等の実施
入院説明の実施
看護補助者の活用
薬剤師の病棟配置 | ● 外来縮小の取組み
逆紹介の推進
院外処方の推進
地域連携の医療機関の開拓・強化 | ● 処遇改善
院内託児所設置・病児保育開設
手術予定前日の当直・夜勤に対する配慮
複数主治医制度・交替勤務制の導入
短時間正規雇用制度の活用 |
|---|---|---|

当院は臨床研修指定病院です

名古屋掖済会病院は厚生労働大臣より、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の規定に基づき、臨床研修を行う病院として昭和55年3月12日付けで「臨床研修指定病院」として承認され、多くの研修医の受け入れを行いプライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を身につけることのできる施設として研修医教育を行っております。

従って、指導医師の下に研修医が医療現場で研修を行う場合があります。何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

臨床研修病院としての理念と基本方針・到達目標

研修理念

医師としての人格を涵養し、将来の専門性にかかわらず、医学・医療のニーズを認識しつつ、日常診療で頻繁に遭遇する病気や病態に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度、技能、知識）を身につけた医師を育成する。同時に当院の理念である「えきさい（導き、たすける）」の精神に基づいた医師を育成する。

基本方針

1. 地域の皆様から信頼される医師を育成する。
2. 救急医療を通して、プライマリ・ケアを実践できる医師を育成する。
3. チーム医療の重要性を認識し、その一員として患者様のための医療を遂行できる医師を育成する。
4. 相手に対し敬意を払うことができる人間性のある医師を育成する。
5. 指導医、看護師およびその他の医療従事者をはじめとする病院職員全員で育成する。

到達目標

医師は、病める人の尊厳を守り、医療の提供と公衆衛生の向上に寄与する職業の重大性を深く認識し、医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）及び医師としての使命の遂行に必要な資質・能力を身に付けなければならない。医師としての基盤形成の段階にある研修医は基本的価値観を自らのものとし、基本的診療業務ができるレベルの資質・能力を習得する。

臨床研修医の診療に関するお願い

名古屋掖済会病院は、厚生労働大臣より医師法（昭和二十三年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づき、昭和55年3月12日付けで「臨床研修指定病院」として承認されています。以来、多くの臨床研修医（初期研修医）を受け入れており、プライマリ・ケアに必要な基本的な診療能力（態度・技能・知識）を身につけるための教育を行っています。

そのため、診療の場において、指導医の監督のもとで研修医が患者様の診療に関わらせていただく場合があります。患者様にとって安心・安全な医療を提供することを第一に、指導体制を整えた上で研修を行っておりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

学生実習に関するお願い（医学生・看護学生・その他）

医師や看護師をはじめとする医療専門職は、国家資格取得のために臨床現場での実習が義務づけられています。名古屋掖済会病院では、教育機関と連携し、次世代の医療人材を育成するための実習を積極的に受け入れています。

患者様には実習にご理解・ご協力をお願いすることになりますが、指導者の管理のもとで実施しており、個人情報保護や安全管理には十分配慮しております。医療の未来を担う人材育成のため、皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。